

第7回 農業委員会議事録

- 1.開催の日時 令和元年8月23日(金)午前8時40分
- 2.開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室
- 3.出席する資格を有する委員の総数 13名
- 4.出席委員(13名)
- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 住田 哲也 | 8番 | 太田 正人 |
| 2番 | 朴谷 和夫 | 9番 | 舟山 仁志 |
| 3番 | 豊田 孝行 | 10番 | 富永 学 |
| 4番 | 溝渕 康裕 | 11番 | 窪 郁夫 |
| 5番 | 杉山 央 | 12番 | 坂口 啓郎 |
| 6番 | 木下 和夫 | 13番 | 氏家 知身 |
| 7番 | 佐々木 康二 | | |
- 5.欠席委員(0名)
- 6.議事日程
- | | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第30号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 議案第31号 | 農地法第3条の規定に基づく許可申請について |
| 議案第32号 | 農地法第5条の規定に基づく許可申請について |
| 議案第33号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について |
| 議案第34号 | 土地の現況証明書の交付について |
- その他
- 7.農業委員会事務局職員
- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 室屋 尚弘 |
| 事務局次長 | 山村 靖彦 |
| 事務局係長 | 佐藤 公紀 |
- 8.会議の概要 開会 午前 8時35分

局長：出席予定のみなさんが揃いましたので、ご起立願います。礼。

議員：よろしく願います。

局長：それでは只今より、令和元年第7回の農業委員会総会を開会いたします。これから秋作業に向かって大変、皆さん準備にお忙しい中、今日の総会、この後の研修会と出席していただきましてありがとうございます。

また、今日は雨模様で大変ではありますが、見学先も事前に依頼しておりますので、そちらの方を見学しながら研修をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、本日の会議録署名委員は、議席7番の佐々木委員、議席8番の太田委員に願います。

只今の出席委員は13名で全員であります。

関係機関では、農業振興課の水口課長補佐、そして普及センターの近藤係長より欠席の連絡がありました。

それでは事務局長から本日の議事日程について説明を願います。

局長：はい、1ページ、お開き願います。本日の議事日程は、「議案第30号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」1件、「議案第31号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」2件、こちら売買でございます。「議案第32号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について」1件、使用貸借でございます。「議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」1件、こちらは新規でございます。「議案第34号、土地の現況証明書の交付について」1件、及び「その他」でございます。

以上、よろしくご審議願います。

議長：それでは審議に入らせていただきます。2ページをお開きください。議案第30号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議いたします。事務局より説明を願います。

議長：はい、議案第30号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので審議を求める。令和元年8月23日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、でございます。貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、借主であります〇〇氏が息子さんへ経営移譲したことによる解約でございます。

本件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議長：只今、事務局より説明がありました。この件について、委員の皆様から何かご質問等はございませんか。

委員：ありません。

議長：無いようですので、採決いたします。議案第30号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：「全員挙手」

議長：はい、賛成全員であります。議案第30号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、3ページの議案第31号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」審議いたします。まず、所有権移転の番号1について審議いたしますが、当麻町農業委員会会議規則第8条、議事参与の制限により、〇

○委員は退席願います。

【○○委員退席】

それでは、事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第31号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和元年8月23日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転の番号1でございます。売主、○○○、○○○○、買主、○○○、○○○○、地番、○○○○番○、地目、田、面積、○○○○㎡、水張、なし、経営面積、○○○○㎡、うち借入面積、○○○○㎡、申請理由は売買でございます。本申請箇所は、○○○、議案○ページの○番の図面箇所でございます。買主であります○○氏の申入れに対し、今回、売主が合意したことにより、農地法第3条による売買となりました。○○○○氏は、就農から○年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく許可要件を満たしていると考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議 長： 只今、所有権移転の1番について事務局より説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ありませんか。

委 員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決いたします。議案第31号、所有権移転の番号1について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：「全 員 挙 手」

議 長： はい、賛成全員であります。番号1については原案のとおり決定いたします。

○○委員はお戻り願います。

【○○委員着席】

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、同じく所有権移転の番号2でございます。売主、○○○、○○○○、買主、○○○、○○○○、地番、○○○○番○、地目、畑、面積、○○○○㎡、作付、○○a、経営面積、○○○○㎡、うち借入面積、○○○○㎡、申請理由は売買でございます。本申請箇所は、○○○、議案○ページの○番の図面箇所でございます。売主であります○○氏は既に離農し、所有農地の大半を処分しておりますが、今回、一部所有していた農地について、売主の申入れに対し、買主が合意したことにより、農地法第3条による売買となりました。○○○○氏は、就農から○年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく許可要件を満たしていると考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議 長： 只今、所有権移転の2番について事務局より説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ありませんか。

委 員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決いたします。議案第31号、所有権移転の番号2について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：「全 員 挙 手」

議 長： はい、賛成全員であります。番号2については原案のとおり決定いたします。

続きまして、6ページの議案第32号、「農地法第5条の規定に基づく許可申請について」審議いたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第32号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。令和元年8月23日提出、当麻町農業委員会会長名。

貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇㎡、農地区分、3種農地、契約区分、使用貸借、転用目的、住宅の建築、住宅1棟、〇〇〇㎡、駐車スペース及び通路で、〇〇〇㎡、花壇スペース〇〇〇㎡でございます。申請地は、〇〇〇、議案〇ページの記載箇所、役場、小学校、幼稚園など、各種公共施設から300m以内の第3種農地でございます。申請人であります〇〇さんは、現在、ご主人の仕事の都合で〇〇にお住まいですが、故郷に戻り子育てをしたいとの希望から、父親である貸主の〇〇さんの〇〇横に住宅を建設するため転用申請するものであります。申請地は、農地法第4条第6項第1号の「政令で定める3種農地」であることから、許可要件を満たしておりますので、転用はやむを得ないと認められます。以上です。

議 長： 只今、事務局より説明がありました。この件について、委員のみなさんから何かご質問等はございませんか。

委 員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決いたします。議案第32号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：「全 員 挙 手」

議 長： はい、賛成全員であります。議案第32号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、8ページの議案第33号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議いたします。利用権設定の新規について、事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第7回）の決定について審議を求める。令和元年8月23日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1でございます。貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は、相手方の要望、契約期間は〇年、圃場は、〇〇〇、議案〇ページの〇番の図面箇所でございます。本件は、先程、議案第30号におきまして審議、ご承認をいただきました合意解約通知に関連するもので、借主である〇〇氏が、父親から経営移譲を受けたことにより、新たに利用権を設定するものでございます。以上です。

議 長： 只今、利用権設定の新規について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ありませんか。

委 員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決いたします。議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：「全 員 挙 手」

議長： はい、賛成全員であります。議案第 33 号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、10 ページの議案第 34 号、「土地の現況証明書の交付について」審議いたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、議案第 34 号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。令和元年 8 月 23 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1。地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためであります。現地確認は、7 月 31 日、木下委員と舟山委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇、議案〇ページの記載箇所でございます。当該地は、申請人であります〇〇さんのご両親が、平成〇年〇月に農地法第 4 条の転用許可を受け農家住宅を建設しておりますが、ご両親が亡くなられたことから、本年 4 月に相続をしております。現地の状況は、住宅建設から〇年が経過しており、車庫及び物置、庭など長年にわたり住宅用の土地として使用されております。今後におきましても同様の使用が見込まれ、農地復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、事務局より説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。議案第 34 号、土地の現況証明書の交付について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：「**全 員 挙 手**」

議長： はい、賛成全員であります。議案第 34 号については、原案のとおり決定いたしましたので、現況証明書の交付をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員： ありません。

議長： それでは、本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議長： 農業センター。

農業センター： はい。農業センターでは、作物直接支払交付金ということで、大豆、そば、麦、の営農計画支払いが、8 月 19 日に先に支払われているということで、事務を進めております。以上でございます。

議長： 土地改良区。

土地改良区： 特にございません。

議長： はい。農協。

農協： ございません。

議長： はい。共済組合は何かありますか。

共済組合： はい。共済組合の方からは、まず、来週の 30 日に評価委員さんを対象としました会議を設けさせていただきまして、今年度の被害申告状況によって評価委員さんの出役があるかどうかという場合とその日程の調整の会議を行います。

今年から制度が変わりましたので、今までどおりの全相殺方式にご加入された方については、被害申告の受付が 9 月 2 日、3 日、それ以外の方もです

ね、青申による評価の方、あとは全量カントリーで評価する方についても9月2日、3日に損害通知書というものを提出していただくような形になってございます。全量カントリーに入れている方と青申の方については、出荷量若しくは青色申告の書類で判断するものですから、万が一のことを考えて損害通知書の提出をお願いしたいと思います。そして、今までどおりの全相殺方式を選ばれた方については、被害申告を出すか出さないかを判断していただいて、もし出される方につきましては9月2日、3日までに提出をするという流れで皆様をお願いしたいと思いますのでご連絡しました。以上です。

- 議 長： はい。共済組合に聞きたいけれど、9月2日、3日までに出すということだけれども、青申とカントリーも一応出さなければならないのかな？
- 共済組合： はい。出荷量で判断しますので、念のため、万が一のことを考えて出してくださいということです。
- 議 長： はい、分かりました。
以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。
- 〇〇委員： 共済組合の損害評価のお手伝いですが、日程の方は？
- 議 長： 今年から農業委員会は関係なくなりました。お手伝いは無いということで。
- 〇〇委員： もし、どこかで共済を掛けたいという人が、損害評価を掛けたいという人がいても一切、良いのですか？
- 議 長： はい。
- 〇〇委員： それはどういう経緯で？
- 議 長： 評価委員さんが対応するという事です。
- 〇〇委員： 地域毎ということ？評価委員全員で？
- 議 長： 損害が出たところの評価委員さんが出るんですよね？
- 共済組合： はい。流れとしては、それぞれ班編成を組ませてもらって、去年と同様に組ませてもらって、その中には評価委員さんと被害申告を出された方、で評価班を編成させてもらっていますので、件数が多くなってきたらそれぞれの班にいていただきますが、そんなに件数がない場合は個別班という対応で、評価委員さんと被害申告者、僕ら職員とで刈り取りに入ります。
- 〇〇委員： 自分も出役するという事？損害を受ければ。
- 共済組合： はい。そういうことです。あくまでも全相殺方式に加入された方については被害申告を出したら自分も出役するという事になります。
- 〇〇委員： はい。分かりました。
- 議 長： 全相殺を出したのは、当麻全部で70戸でしたよね？
- 共済組合： はい。実戸数でいうと67件です。
- 〇〇委員： すいません。青色申告の方での品質補償、青色申告の掛け型をした人が被害申告するとなった場合、途中でやっぱりやめますという話にはならないですか？
- 共済組合： そうですね。今までの流れも一緒ですが、一度損害通知を出されたら、評価の方にシフトしていきますので、取り下げってというのはできません。
- 〇〇委員： 申告した以上は、青色申告に関わらず書類を提出するという事ですね。
- 共済組合： はい。そうです。
- 〇〇委員： 分かりました。
- 議 長： その他、何かありませんか。
- 委 員： ありません。
- 議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

係 長：「事務連絡」

議 長： それでは、次回 9 月の農業委員会総会の日程であります。稲刈りの最中
ということで大変でしょうが 9 月 25 日、水曜日、午前 9 時からの予定とい
たします。また、9 月の総会終了後には、農地パトロール推進会議も予定さ
れておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

収穫期を迎え、大変お忙しい時期とは思いますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。

全 員： ご苦労さまでした。

閉会 午前 9 時 00 分